

大阪家裁総第426号

令和6年6月27日

山中理司様

大阪家庭裁判所長

司法行政文書不開示通知書

4月9日付け（同月12日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

後見関係事件において提出する書類の一部について写しを許容する運用の開始について（令和5年12月22日付の大阪家裁後見センターのメモ）

2 開示しないこととした理由

司法行政文書開示手続の対象となる文書は、司法行政事務に関して作成し、又は取得した文書であるところ、申出人が開示を求めた1の文書は、裁判事務に関する文書であって、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）大阪家庭裁判所総務課文書係 電話06-6943-5432